

3. 行為の制限

(1) 届出対象行為

景観法第8条第2項第2号に基づき、良好な景観の保全・形成のため、景観計画区域内で行われる建築物の建築や開発等の行為のうち、以下に定める規模・要件に該当するものを届出対象行為とします。

届出対象となる行為		対象となる規模・要件
建築物	・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・ 高さ10メートル又は同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更
工作物	・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・ 高さ10メートルを超える工作物（太陽光発電設備を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転又は外観修繕、模様替え若しくは色彩の変更 ・ なお、太陽光発電設備の設置に当たっては、敷地面積が500平方メートル以上のもの（建築物へ設置するものを除く）
開発行為	・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・ 1,000平方メートル以上の開発行為（1,000平方メートルに満たない開発済みの土地に隣接する一団の土地を、同様の目的で引き続き追加開発し、施行区域面積が1,000平方メートル以上となる場合）

※ 上記の表に使われている用語の定義は、以下のとおりとします。

- 1 建築物：建築基準法（1950年（昭和25年）法律第201号）第2条第1号に規定するもの
- 2 工作物：次に掲げるもの
 - (1) 垣、柵、擁壁 その他これらに類するもの
 - (2) 高架水槽、冷却塔 その他これらに類するもの
 - (3) 煙突、排気塔 その他これらに類するもの
 - (4) 電柱、街灯、照明灯 その他これらに類するもの
 - (5) 広告塔、広告板 その他これらに類するもの
 - (6) 穀物 その他これらに類するものを貯蔵する施設（地下に貯蔵するものを除く。）
 - (7) 電波塔、送電鉄塔 その他これらに類するもの
 - (8) 太陽光発電設備、風力発電設備 その他これらに類するもの
 - (9) 橋梁^{（りょう）}、高架道路、高架鉄道、道横断歩道橋 その他これらに類するもの
 - (10) その他良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがあると町長が認めたもの
- 3 開発行為：都市計画法（1968年（昭和43年）法律第20号）第4条第12項「主として建築物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」

(2) 景観形成基準

届出対象行為に関わる景観形成に関する基準は、以下のとおりとします。

なお、基準に合致するか判断が難しい場合には、その状況に応じた個別の判断を庁内関係部署や景観審議会等で行います。

① 建築物の新築又は改築等

項 目		内 容
配置	—	周辺の地形や町並み等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。
高さ	—	- 周辺の町並み景観や背後の自然景観を阻害しない高さとする。 - 丘陵地の史跡から見渡せる周辺では、史跡から見下ろす眺望景観を妨げないように配慮する。
形態、意匠	—	周辺の良好な町並み景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。
	色彩	- 建築物の外壁や屋根の色は、原色を避けるなど、周辺の景観と調和がとれた落ち着いた色彩とする。 - 具体的には、日本産業規格Z8721「三属性による色の表示方法」(以下、マンセル値)において、下記の範囲とする。 … R、Y、YR系の彩度は「4以下」とする。 … G、B、P系の彩度は「2以下」とする。 … 明度は「制限なし」とする。
	色彩の規定に関わらない場合	- 木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は色彩の規定に関わらない。 - 地域の景観特性を表すものであると、町長が認めるものは色彩の規定に関わらない。
	素材	周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。
	壁面デザイン	- 周辺の景観との基調を確認し、これと調和する壁面デザインとする。 - 単調な大壁面とならないようにする。
かき・柵	—	- 道路に面するかき又は柵は、生け垣、木製柵又はフェンスや植栽との併用等とし、コンクリート造、コンクリートブロック造等これに類するものは作らないようにする。ただし、次の物は除く。 … 門、門柱 … 門の袖で、その長さが2.0メートル以下のもの … 地盤面から高さ0.7メートル以下のもの
緑化	—	敷地内のオープンスペースの緑化に努める。
附属施設	—	電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺の景観と調和するデザインとする。
建築物に附帯する広告物及び同敷地内の広告物	—	建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。

② 工作物の新設又は改築等

項 目		内 容
配置	—	・ 周辺の地形や町並み等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。
高さ	—	・ 周辺の町並み景観や背後の自然景観を阻害しない高さとする。
形態、意匠	—	・ 周辺の良好な町並み景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。
	色彩	・ 工作物の外観の基調色は、周辺の町並みや建築物等と調和した色彩とする。 ・ 具体的には、日本産業規格Z8721「三属性による色の表示方法」(以下、マンセル値)において、下記の範囲とする。 … R、Y、YR系の彩度は「4以下」とする。 … G、B、P系の彩度は「2以下」とする。 … 明度は「制限なし」とする。
	色彩の規定に関わらない場合	・ 木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は色彩の規定に関わらない。 ・ 地域の景観特性を表すものであると、町長が認めるものは色彩の規定に関わらない。
	素材	・ 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。
緑化	—	・ 敷地内のオープンスペースの緑化に努める。
工作物に附帯する広告物	—	・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
太陽光発電設備	配置	・ 主要な眺望点からの眺望景観には留意する。 … 山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観 … 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観 … 市街地、住宅地等町並み景観 … 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景 … 保養地、別荘地等の景観等 ・ 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による^{りょう}稜線の連続性の断絶や当該設備の^{りょう}稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避ける。 ・ 公共的な施設(道路、公園等)や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫し、適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じる。
	色彩	・ 太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするように努め、周囲と調和した目立たない色彩とする。

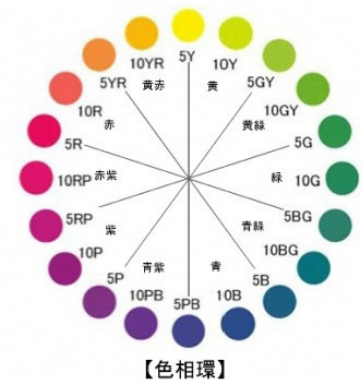
③ 開発行為

項 目	内 容
土地の形状	・ 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を ^い 活 かしたものとする。
法面・擁壁	・ 長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。 ・ 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ・ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を ^い 活 かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
緑化	・ できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努める。
その他	・ 調整池の建設、埋立てに当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。

■ マンセル値について

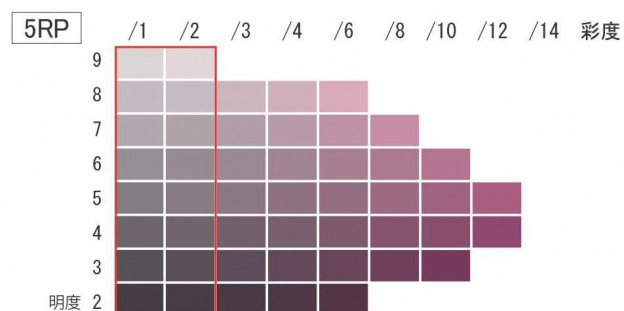
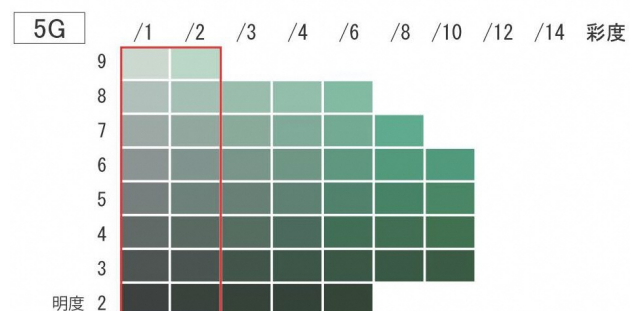
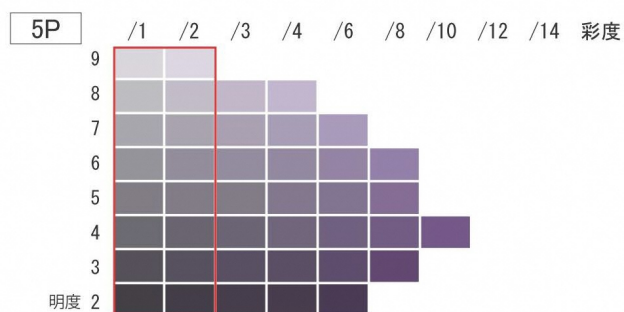
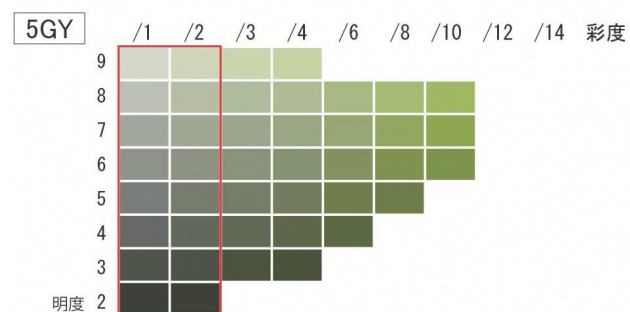
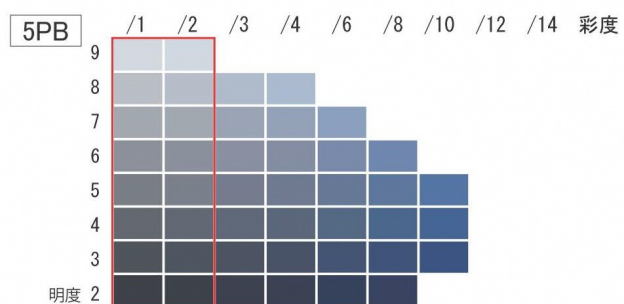
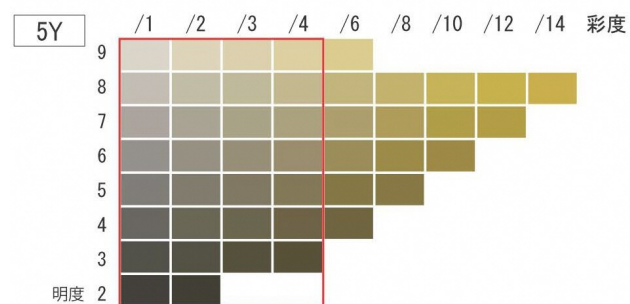
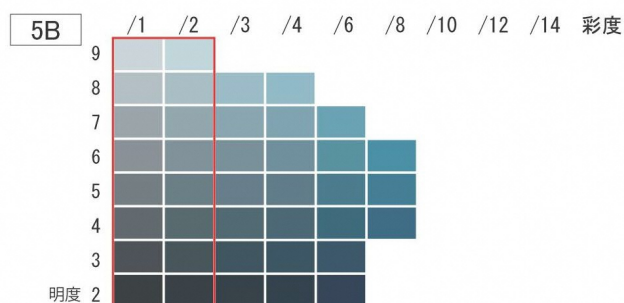
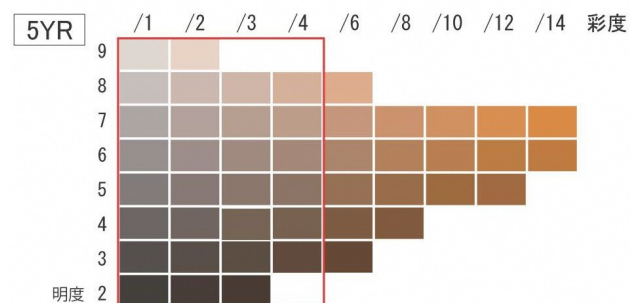
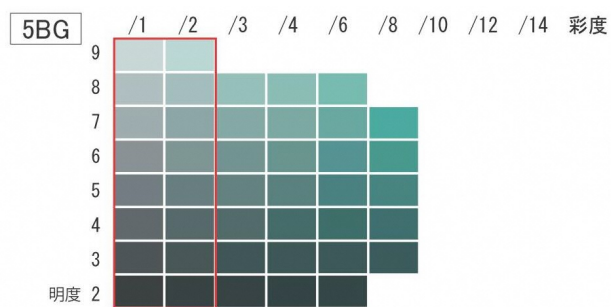
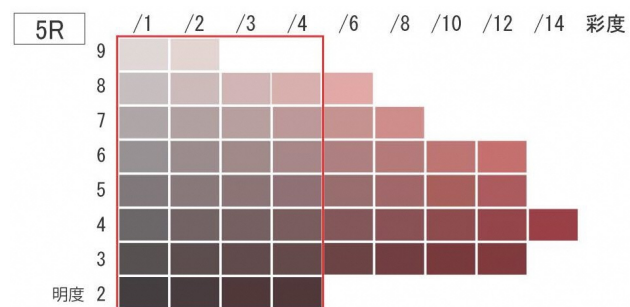
マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の三つの属性の組合せによって表現するもの。これら三つの属性を記号化して表すものをマンセル値（日本産業規格 Z 8721「三属性による色の表示方法」）という。

- 色相：「色合い」を表す。10 種類の基本色の頭文字のアルファベットとその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせで表記
- 明度：「明るさ」の度合いを表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。実際には、最も暗い黒で明度 1.0 程度、最も明るい白で明度 9.5 程度
- 彩度：「鮮やかさ」の度合いを 0 から 14 程度の数字で表す。鮮やかさのない色彩ほど数値が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の彩度は 0 になる。



■ 彩度の範囲（森町景観計画で設定する彩度の範囲を赤枠で表示）

色 相	明 度	彩 度
R、Y、YR系	制限なし	4 以下
G、B、P系	制限なし	2 以下



4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、個性ある景観づくりの核となる建築物や樹木を指定し、守るために活用できる制度であり、本計画では、景観形成重点地区候補などの目標を実現するため活用することが考えられます。

指定の方針は、次のとおりとします。

(1) 景観重要建造物指定の方針

○ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、所有者や管理者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ① 地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物
- ② 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物
- ③ ランドマーク（目印・象徴）となっており、地域の景観形成において、重要な要素となる建造物
- ④ 街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で、重要な位置にある建造物

■ 参考：指定が考えられる建造物の例

建 造 物	理 由（該当する項目）
城下から本町の 歴史を感じさせる建造物 	・地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物 ・優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物
社寺の歴史的建造物 	・地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物
森町体験の里アクティ森 	・ランドマークとなっており、地域の景観形成において、重要な要素となる建造物 ・街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で、重要な位置にある建造物

(2)景観重要樹木指定の方針

○ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者や管理者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ① 地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木
- ② 街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
- ③ 樹高や樹形が、地域のシンボルの存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木

■ 参考：指定が考えられる樹木の例

樹 木	理由（該当する項目）
次郎柿原木 	・地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木 ・街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
社寺の樹木 	・地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木 ・樹高や樹形が、地域のシンボルの存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木
一宮川の桜 	・街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
社寺の紅葉 	・地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木 ・街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木

【参考資料：景観重要建造物制度や登録有形文化財制度の活用について】

地域の個性ある景観づくりの核となる建造物の維持、保全及び継承のためには、景観重要建造物の指定制度だけでなく、登録有形文化財制度も合わせて活用することができます。それぞれに指定要件やメリットが異なります。

	景観重要建造物制度	登録有形文化財制度
根拠法	景観法	文化財保護法
指定	景観行政団体の長	文部科学大臣
指定要件	○ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物 ① 地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物 ② 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物 ③ ランドマーク(目印・象徴)となっており、地域の景観形成において、重要な要素となる建造物 ④ 街角やアイストップ(多くの視線が集まる場所)に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で、重要な位置にある建造物 ○ 登録をしようとするときは、あらかじめ、所有者や管理者の意見を聴く。 ○ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、指定することができない。	○ 原則として、建設後 50 年を経過した以下のいずれかを満たす建造物等 ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの ② 造形の規範となっているもの ③ 再現することが容易でないもの ○ 登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴く。 ○ 重要文化財及び第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているもの*については、指定することができない。 * 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

		景観重要建造物制度	登録有形文化財制度
制限の内容・指定効果		○ 景観重要建造物として指定された建造物に対し、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関するの景観行政団体の長の許可、景観行政団体及び景観整備機構と所有者が締結する管理協定等法に基づく措置のほか、建築物についてはその外観に係る建築基準法の特例措置が講じられることとされている。 ○ これらは、当該建造物の景観上の特段の維持、保全及び継承、ひいては当該建造物を取りまく地域の良好な景観の形成に有効なものであることから、その積極的な指定が望まれる。	○ 登録有形文化財制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴。今までどおりに使うのもよし、事業資産や観光資源にすることもできる。 ○ 外観が大きく変わる場合や移築の場合などに現状変更の届出が必要となるが、登録することで規制に強く縛られることはある。 ○ 事業の展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財として緩やかに守ることができ、また、修理や管理について国（文化庁）に技術的なアドバイスを求めることもできる。
所有者等へのメリット	適切な保全	○ 適切な管理が求められるため、適切に保存される。（景観法第 25 条） ・ 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準を定めることができる。 ○ 建築基準法の特例措置の緩和を受けることができる。（建築基準法第 85 条 2） ・ 現状の外観を維持するために条例を定めることで、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の制限の一部を緩和することが可能となる。	○ 保存修理に係る設計・監理事業の補助 ・ 地域の歴史的景観を い 活かしたまちづくりのために、登録有形文化財建造物を保存修理する場合などに、設計・監理費の一部を補助（2 分の 1 を国が補助）
	資金	○ 相続財産評価額（土地を含む）を 10 分の 3 控除（財産評価（国税庁））	○ 相続財産評価額（土地を含む）を 10 分の 3 控除（財産評価（国税庁））
		—	○ 家屋の固定資産税を 2 分の 1 に減税（地方税法）
		○ 損失の補償（景観法第 24 条） ・ 現状変更等が規制されたことにより損失を受けた場合は、その損失が補償される。	—
	管理	○ 管理コストの軽減。（景観法第 36 条） ・ 景観行政団体又は景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことができ、経済的な負担を軽減することができる。	○ 国（文化庁）からの指導を受けることができる。 ・ 管理、修理に関する技術的指導 ・ 届出のあった現状変更に対する指導、助言又は勧告 ・ 公開及び公開に係る管理に対する指導又は助言
	活用	—	○ 公開活用事業の補助 ・ 登録有形文化財建造物を公開活用して地域活性化を促進するために、保存活用計画の策定や設備整備、耐震対策を行う場合、その事業費の一部を補助（2 分の 1 を国が補助）

5. 景観形成重点地区等

景観計画区域内で町民や事業者が大切にしており、かつ、特色ある景観を有するエリアや、景観を保全・創出するエリア、アクションを起こすことによって森町の活力につながるエリアなどを、良好な景観形成に向けて重点的・計画的に整備を行う必要がある地区＝「景観形成重点地区」や「眺望点」として位置付け、実現化に向けて共に取り組みます。

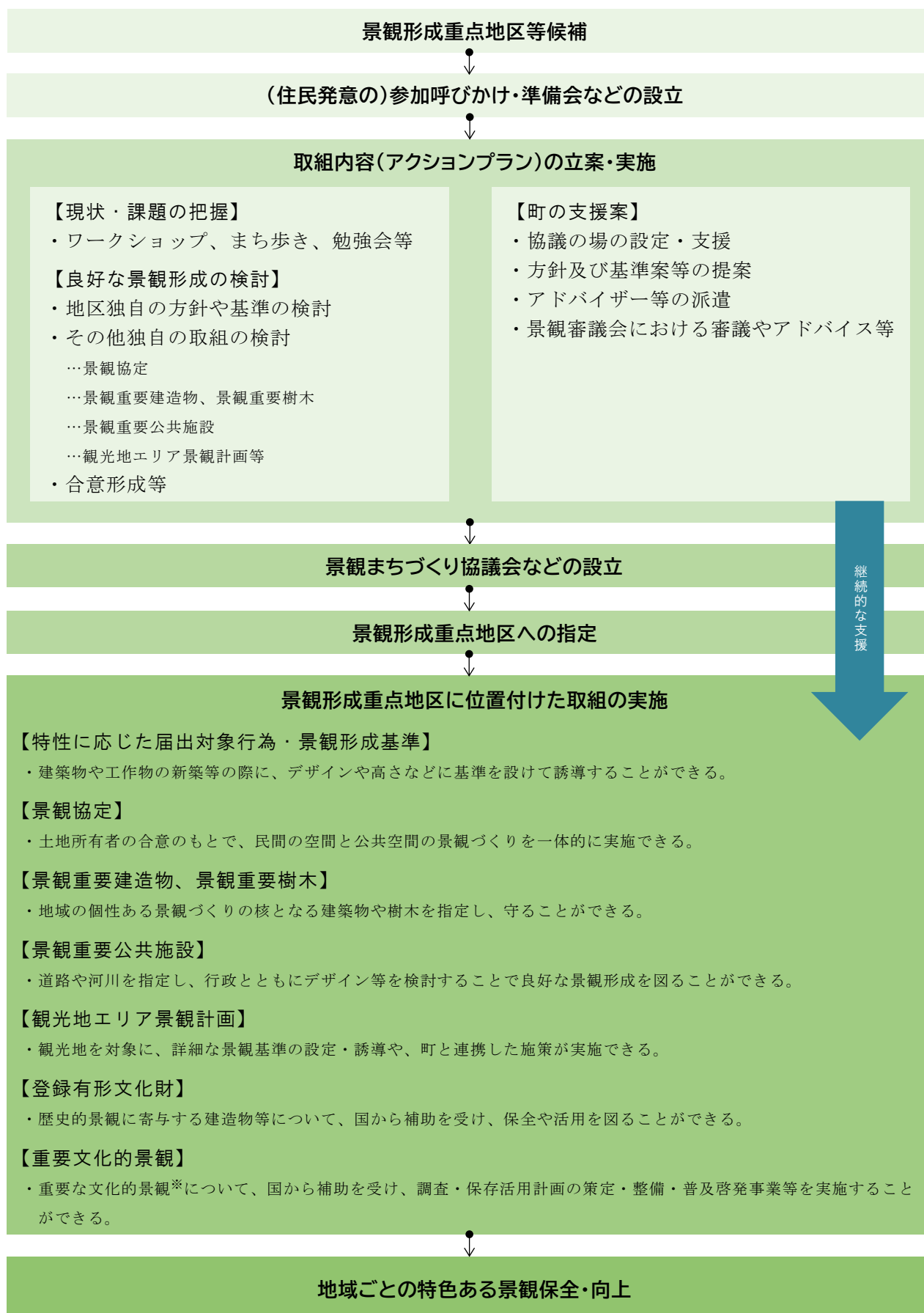
(1) 景観形成重点地区等の設定について

景観形成重点地区等指定の観点

- ・ 特徴的な歴史や文化景観が残る地域
- ・ 多くの町民に親しまれる景観を有する地域等
- ・ 特徴的な景観を町内外に広め、多くの人に訪れてほしい地域等
- ・ 地域で景観まちづくりを進めている又は進めようとしている地域

- 景観形成重点地区に指定されたエリアでは、住民や事業者などの合意形成に基づき、きめ細やかかつ協働で積極的な景観づくりを進めていくことが必要となります。
- このことから、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区であり、住民の「景観まちづくり」に対する意識が高い地区などを景観形成重点地区等候補に位置付け、住民の意向などを踏まえて指定を検討していきます。
- 眺望点に指定された場合は、景観づくりの核として、所有者等の合意に基づき、保全・整備に努める必要があります。

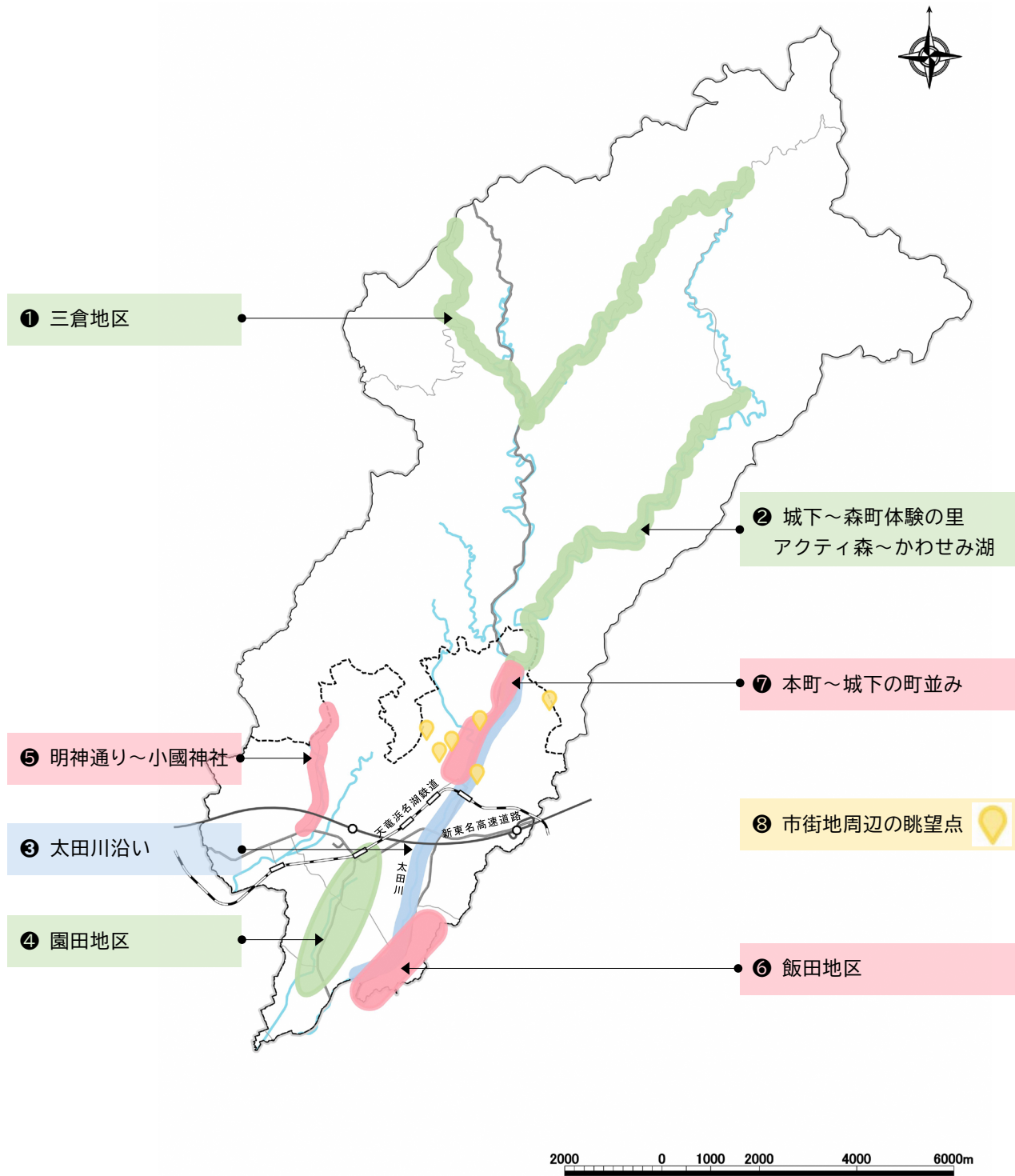
■ 指定の流れと、指定後の取り組みの発展（案）



※ 文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号より）

(2) 景観形成重点地区等候補の例

■ 景観形成重点地区等候補の位置図



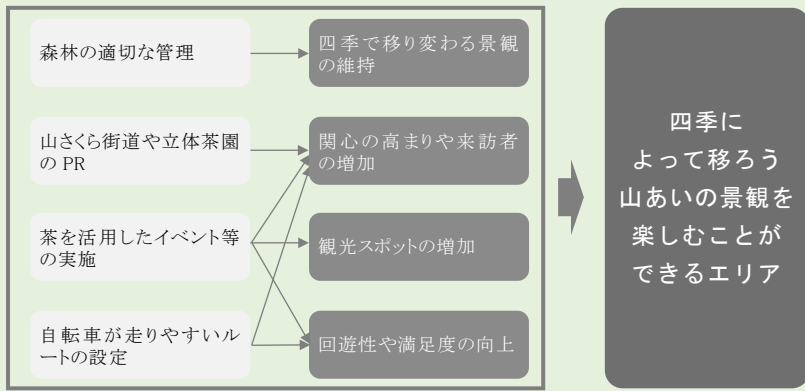
※ 上記は候補の例であり、必ず指定されるものではありません。上記以外にも候補とすべき箇所がある場合は、指定を検討していきます。

① 三倉地区

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 春になると山々が山桜や新芽に彩られ、美しい景観の中で谷に響き渡る鳥の美しい鳴き声を一体で楽しむことができる。
 - ・ 3月末～4月中旬にかけて、黒田－三倉－中村－上野平－大河内間の森林に山桜が咲き誇る山さくら街道
 - ・ 5～9月にかけて咲き誇るシャガの群落
 - ・ 5月中旬になると東南アジアから渡ってくるアカショウビン・サンコウチョウの美しい鳴き声が響き渡る谷沿いの景観
- ・ 美しい星空の景観
- ・ 大久保地区の立体的な茶園景観
- ・ 戦国夢街道沿いの歴史を感じる社寺や史跡の景観

【 取組の方向性案 】

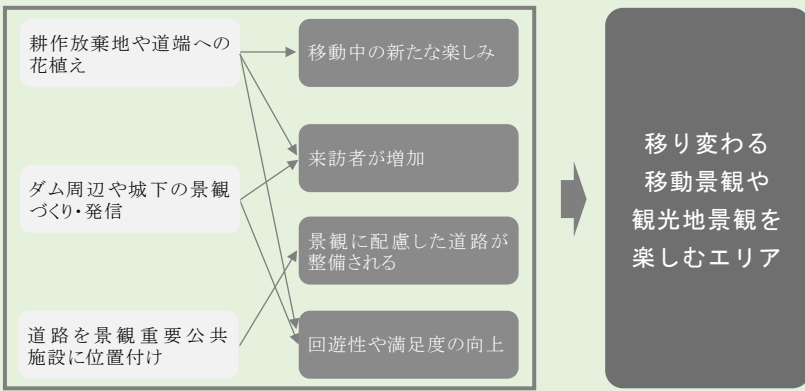


② 城下～森町体験の里アクティ森～かわせみ湖

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 観光地が連なる城下～森町体験の里アクティ森～かわせみ湖間は、暮らしや自然環境が移り変わる景観を楽しむことができる。
 - ・ 歴史と文化を伝える城下の古い町並み
 - ・ 森町体験の里アクティ森の瓦を活かした建物と豊富な自然
 - ・ 美しい星空の景観
 - ・ 中山間地の原風景
 - ・ お茶畑とお茶摘みの様子
 - ・ かわせみ湖(太田川ダム)

【 取組の方向性案 】

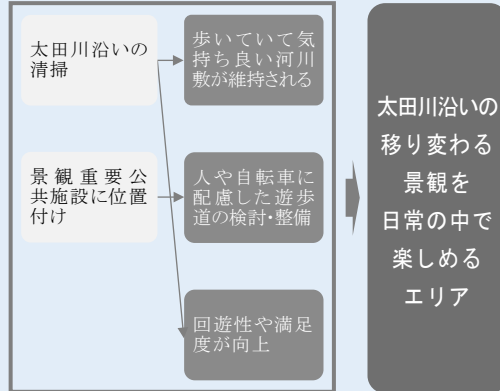


③ 太田川沿い

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 広大な農地景観から、列車や人々が行き交う景観、山々が川を囲み、川沿いと周辺の自然が一体的になった景観へと移り変わる。
 - ・ 太田川を気持ちよく散歩する風景
 - ・ 下流側は天竜浜名湖線が音を立てて走り、上流側は山々が四季折々の姿を見せる森川橋からの眺め
 - ・ 太田川下流から水源である大日山を仰ぐ三木の里の風景

【 取組の方向性案 】

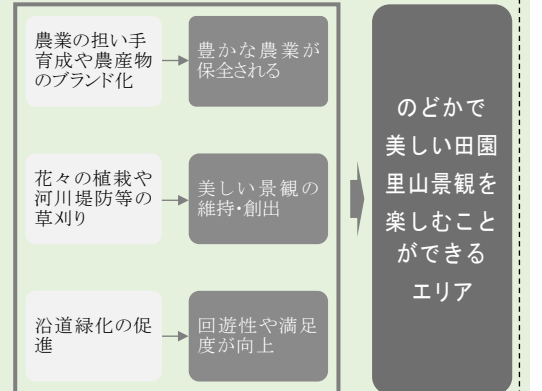


④ 園田地区

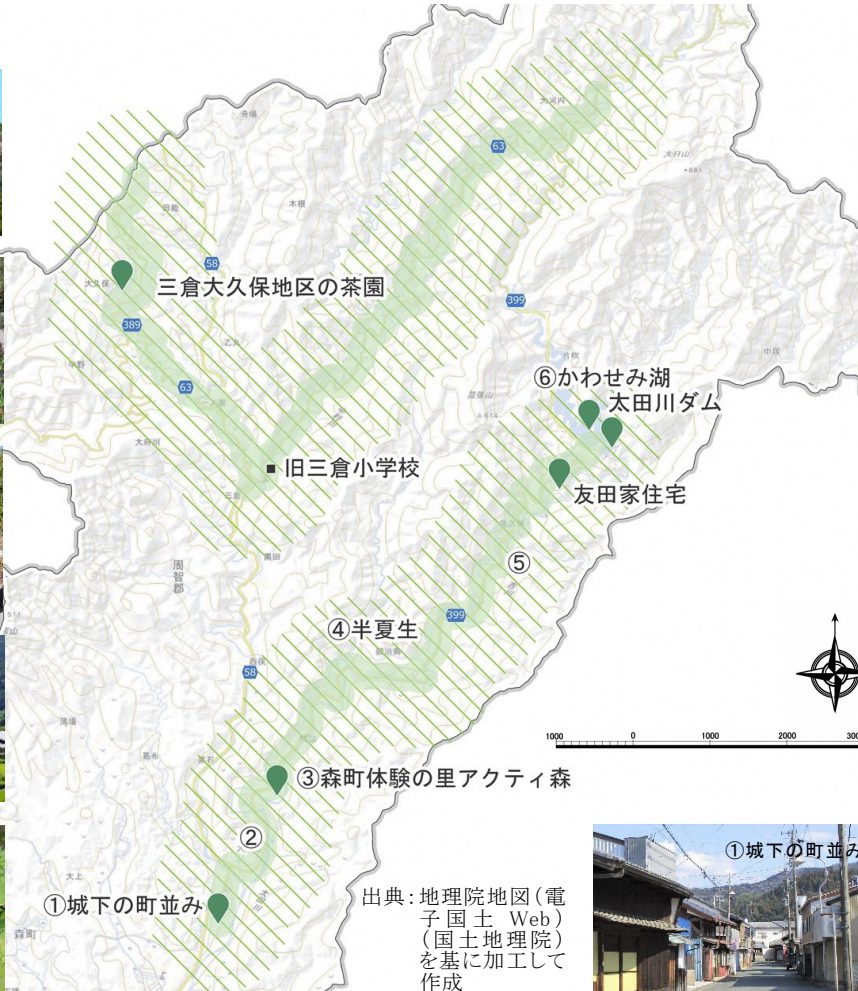
【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 広大な農地と周辺の緑による、豊かな田園里山景観や農業のにぎわいを感じることができる。
 - ・ 広大な優良農地
 - ・ スイートコーン、稲、レタス等、四季によって移り変わる農作物の景観
 - ・ 6月～7月にかけては新鮮なスイートコーンを買求める人々によるにぎわいの景観
 - ・ 農地の背後に広がる丘陵の景観

【 取組の方向性案 】



■ 位置図



- 凡 例
- 重点地区候補
 - 重点地区等候補の景観を構成するゾーン
 - 主要な景観ポイント

■ 位置図

出典：地理院地図(電子国土 Web) (国土地理院)を基に加工して作成



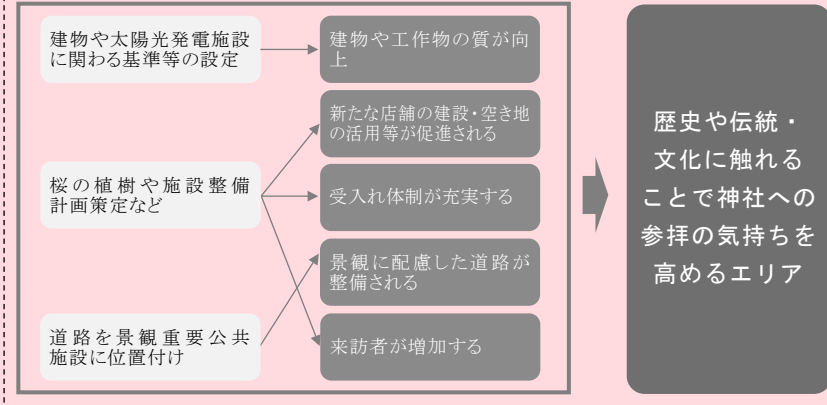
- 凡 例
- 重点地区候補
 - 重点地区等候補の景観を構成するゾーン
 - 主要な景観ポイント

⑤ 明神通り～小國神社

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 小國神社を始めとした歴史と四季折々の緑が見せる風情ある景観
- ・ 明神通りにある和風の施設は来訪者でにぎわい、周辺の自然や一宮川では四季を感じられ、多様な景観を楽しむことができる。
- ・ 小國神社の境内全般
 - … 桧皮葺の伝統技術による本殿以下の社殿群
 - … 杉 桧 の大木がある表参道、史跡
- ・ 表参道である明神通り
 - … 明神通り振興会は任意で「まちづくり協定書」を作成。まちづくりに関する意思統一や活力ある明神通りにするために活動。具体的には、建物・看板等のデザイン、緑化、美化、交通安全対策
- ・ 新緑、夏の水遊び、紅葉が楽しめる一宮川

【 取組の方向性案 】

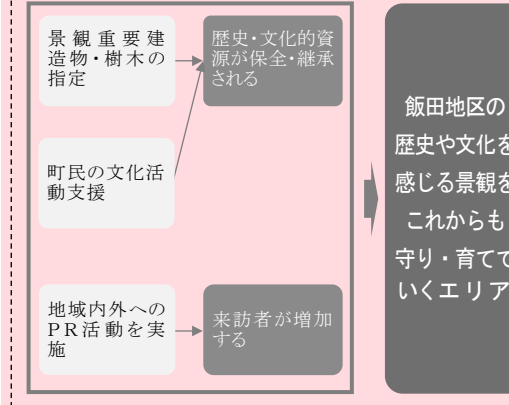


⑥ 飯田地区

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 地域の個性ある歴史・文化が息づく景観を感じることができる。
- ・ 山名神社祇園祭や「蟬螂の舞(かまきりの舞)」が特徴的な「天王祭舞楽」などの伝統行事
- ・ 飯田城跡
- ・ 遍照寺(高平山)周辺等の歴史を感じる景観

【 取組の方向性案 】

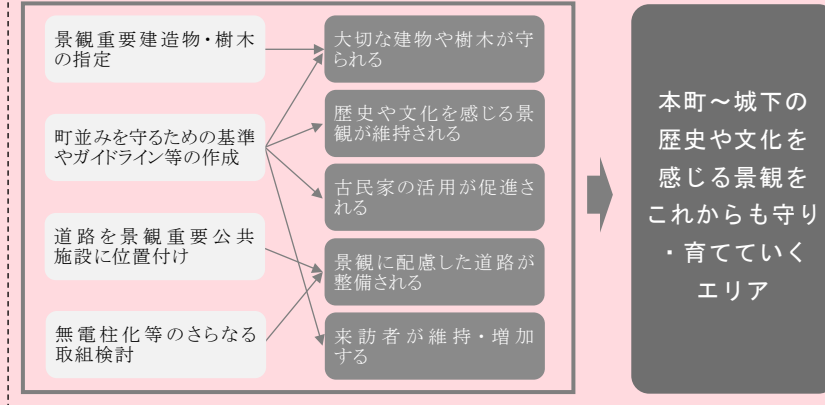


⑦ 本町～城下の町並み

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 歴史的な町並みが残り、町屋の風情や文化が伝わってくる。
- ・ 城下では、建物がノコギリの歯のように立地し、特徴ある景観を見ることができる。
- ・ 蔵があり歴史と文化を伝える森中心部と城下の町屋風情、それを楽しめる細い路地
- ・ 旧郡役所建物の歴史民俗資料館、蓮華寺とその上にある山田七郎左衛門の碑からの眺望
- ・ 次郎柿と青空

【 取組の方向性案 】



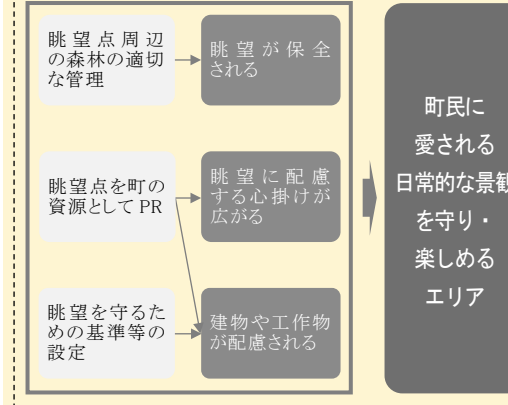
⑧ 市街地周辺の眺望点 ※

【 保全・形成すべき景観 】

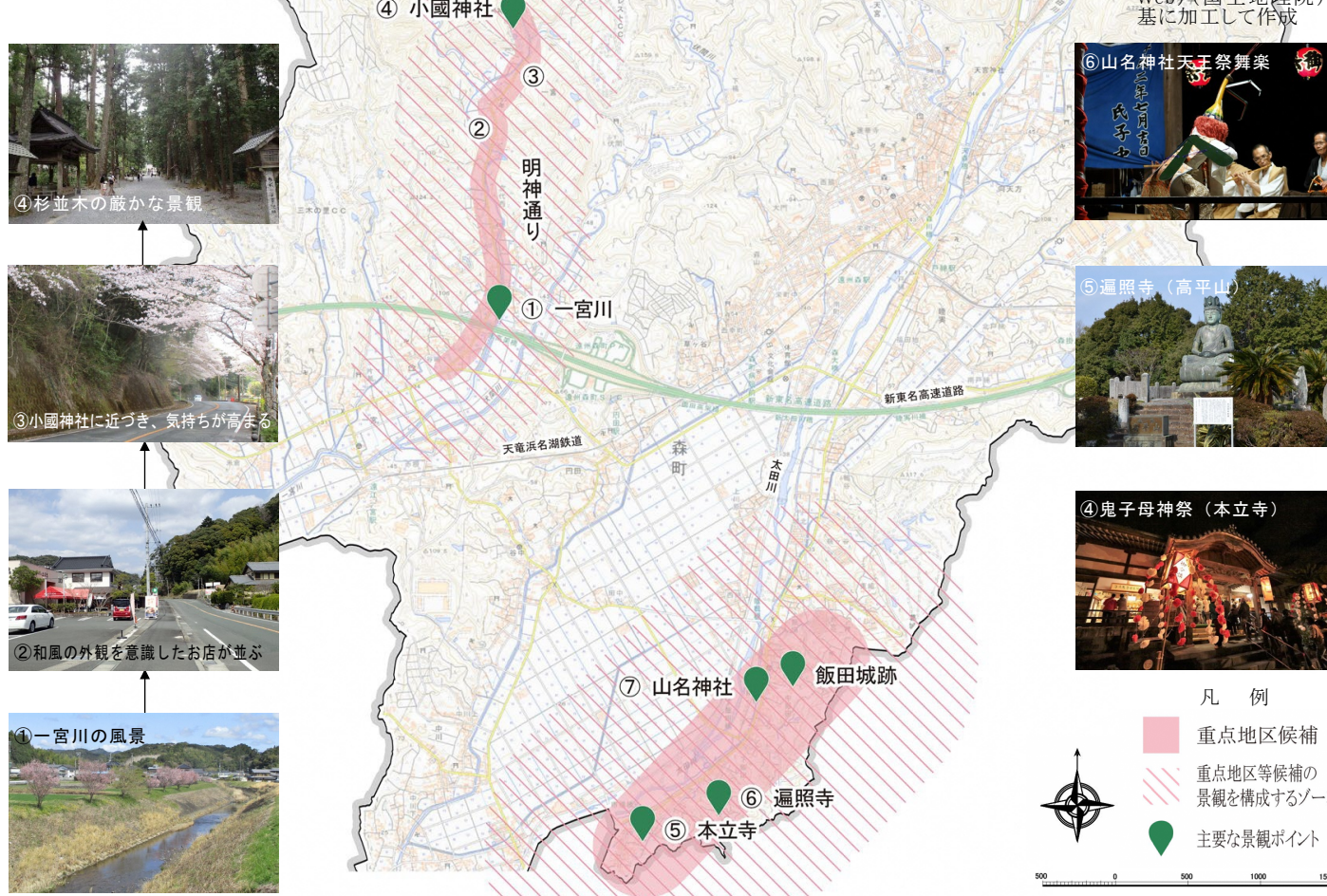
- ・ 森町の市街地は山々に囲まれているため多くの眺望点があり、歴史や自然景観を楽しむことができる。
- ・ 森町最古の歴史を伝える蓮華寺、旧郡役所建物の歴史民俗資料館とその上にある山田七郎左衛門の碑からの眺望
- ・ 庵山、城ヶ平、八形山、さざんか荘跡地、天宮神社境内からの眺望

※ 必要に応じて条例で定める眺望点の候補として検討

【 取組の方向性案 】



■ 位置図



■ 位置図

